

給付付き税額控除の制度設計に向けた論点に関する意見

2026年5月15日

大和総研 金融調査部 主任研究員 是枝俊悟

1 給付（付き税額控除）の意義

- ・ 給付（付き税額控除）は、制度横断的に、負担（税・社会保険料）と給付を総合的に捉え、純負担率を調整する点に意義がある。
- ・ これまで有識者会議・実務者会議で議論してきた通り、「中低所得の現役勤労者の負担軽減を通じた所得再分配」と「収入と手取りの関係の屈折の緩和を通じた就労促進」の観点を柱に据えることが適当。
- ・ この考え方に立つ限り、実務負担を考慮した上で、文字通りの「給付付き税額控除」ではない「給付のみ」の制度であってもよい。

2 支援の単位

- ・ 当面は個人単位の制度設計としつつ、被用者保険の適用拡大を急ぎ、「社保の年収の壁」の問題が概ね解消した段階において、世帯単位（または夫婦単位）に組み替えるのはどうか。
- ・ 社会保険加入時の負担と就労ディスインセンティブ（社保の年収の壁）に対処する観点からは、個人単位の制度設計とすることが望ましい。
- ・ 世帯が基本的な家計の単位であることを踏まえると、純負担率の調整の観点からは世帯単位（または夫婦単位）の制度設計とした方がより良いと考えられるが、現段階では世帯単位での所得合算等に困難が生じるため、適切な執行が難しい。
- ・ 被用者保険の適用拡大が抜本的に進められ、「社保の年収の壁」の問題が概ね解消した後においては、就労ディスインセンティブの問題は小さくなる。このため、純負担率を適切に調整する観点から、世帯単位（または夫婦単位）での制度設計とすることのメリットが相対的に大きくなる。

3 就労促進（年収の壁対応・勤労性所得に応じた逡増等）の考え方**①総論**

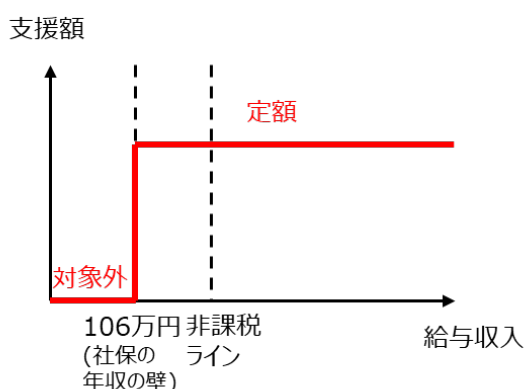
- ・ 就労ディスインセンティブや純負担率の構造を踏まえると、被用者保険の加入者については次の図の「定額型」、国保・国年の加入者については次の図の「逡増型」の支援とすることが考えられるか。
- ・ 加入する社会保険制度によって支援額の構造を分けることは考えられるか。 社会保険の種類によって同程度の所得であっても支援額に差が生じることもあるが、社会

保険の負担と給付の構造が異なることを丁寧に説明し、国民の理解と納得を得ることはできないか。

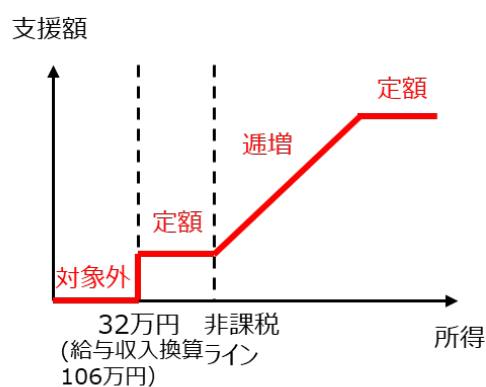
- ・ 加入する社会保険制度により支援額の構造を分けるのが困難であれば、「定額型」と「逓増型」の間を取る、折衷案も考えられる。この場合、それぞれの金額が少なくなることで被用者保険加入者における「逓増型」の問題および、国保・国年加入者における「定額型」の問題も一定程度小さくなる。

望ましい支援額のイメージ

被用者保険加入者（定額型）



国保・国年加入者（逓増型）



※ 所得32万円超でも被用者保険の被扶養者である者は自らの社会保険料負担がないため支援の対象外
(出所) 大和総研作成

②（元）第3号被保険者および被用者保険加入者について

<定額型があてはまりやすい面>

- ・ 給与所得者たる（元）第3号被保険者等における社会保険加入時の負担と就労デイスインセンティブ（社保の年収の壁）に対処する観点からは、年収が「社保の年収の壁」を超える者に対して定額とすることが適切と考えられる。
- ・ また、被用者保険に加入する低所得者全般の純負担率調整の観点からも（逓増型でなく）定額型の支援が適切と考えられる。
- ・ 給与所得者の場合、ここでいう、「社保の年収の壁」は健康保険および厚生年金の加入（または被用者保険の被扶養者でなくなることをいう。給与所得者の場合、「社保の年収の壁」よりも低い年収でも雇用保険料がかかる場合があるが、保険料率が低廉な雇用保険のみ加入する者に支援の必要性は低い。

<逓増型があてはまりにくい面>

- ・ 給与所得者において、社会保険料を自ら負担するようになった後は、所得に比例した社会保険料・住民税と累進的な所得税の負担があるのみであり、税制や社会保険

料が就労インセンティブに深刻な問題を及ぼしているとは考えにくい。

- ・ 所得が増加するほど社会保険料が増えるとしても、それは反対給付として傷病手当金・出産手当金、基本手当、育児休業給付金、報酬比例年金などの給付を受ける権利の拡大とセットである。また、所得が増加し労働者の平均値に近づくと、諸外国と比べて純負担率も高水準とはいえなくなる。
- ・ 2以上の事業所に勤める給与所得者の場合、現状、一部の例外を除いては、主たる事業所において被用者保険に加入し、主たる事業所の所得に限り、社会保険料の賦課対象となっている。
- ・ 被用者保険に加入し、給与所得と事業所得（または雑所得）の両方を有する者の場合、給与所得のみが社会保険料の賦課対象となり、事業所得（または雑所得）は社会保険料の賦課対象とならない。
- ・ 年 20 万円以下の副収入については所得税の確定申告義務がない場合があり、源泉所得税の対象となっていない場合、所得税の負担もないことも考えられる。
- ・ （中）低所得者の純負担率が重くなるのは、あくまで、勤労性所得の全てが社会保険料の賦課対象となる場合である。社会保険料の賦課対象とならない勤労性所得に基づいて支援額が増加することは負担調整として望ましくない。

③国保・国年の加入者について

＜逡増型があてはまりやすい面＞

- ・ （もともと第3号被保険者であった場合等を除く）国保・国年の加入者（自営業者や、被用者保険に加入しない給与所得者）における純負担率調整の観点からは、非課税ラインを超えた後に逡増する構造とすることが適切と考えられる。
- ・ （もともと第3号被保険者であった場合等を除く）国保・国年の加入者は、所得がなくとも原則として一定の社会保険料の納付義務があり、かつ、ある段階の所得や労働時間を超えた途端に社会保険料の負担が急増する構図にはない。
- ・ この場合であっても、国民年金保険料の免除を受けない場合^{（注）}、年収 130 万円～200 万円程度の自営業者や給与所得者が負担する社会保険料は年収に比して高水準であり、純負担率は高い水準となる。
- ・ （もともと第3号被保険者であった場合等を除く）国保・国年の加入者においては、就労ディスインセンティブ（社保の年収の壁）の観点では現状深刻な問題はないが、国民年金保険料の免除を受けていないなど社会保険料が所得に比して高水準である場合には純負担率の調整の必要性があると考えられる。
- ・ 国保・国年の加入者は、勤労性所得については原則社会保険料の賦課ベースに含められるため、被用者保険加入者と比べ、非課税ラインを超えた後に逡増段階を設けても公平性の問題が相対的に生じにくい。

- ・ 国保・国年においては、被用者保険（や雇用保険）と異なり、所得が増加して（国保の）保険料が増えても反対給付としての給付を受ける権利の拡大はほぼ生じない仕組みであり、給付との関係からも「逡増型」の支援を行うことの問題が生じにくい。

（注）国民年金保険料は、所得により一部免除・全額免除を受けられる場合があるが、これらの免除を受けた場合、年金額も（国庫負担分を除き）減少し、長期間免除を受けた場合、年金額は相当な低水準になる。

<定額型があてはまりにくい面>

- ・（もともと第3号被保険者であった場合等を除く）国保・国年の加入者は「社保の年収の壁」はなく、ある段階の所得（かつ社会保険料負担）を超えるか否かで給付額が大きく異なる「定額型」の制度設計とすると、わずかな所得の差によって給付額が大きく異なる不公平な制度になりかねない。

④制度の対象とする所得（収入）の下限について

- ・ 加入する社会保険制度や働き方によらない共通の所得基準を設ける場合は、税と社会保険料の重畳的な負担に対する総合的な調整という位置付けに鑑みれば、被用者保険適用のラインを超える水準、具体的には所得で 32 万円以上（給与収入換算で 106 万円以上）^{（注）} を対象とすることが考えられる。
- ・ これより低い水準とすると、事業所得がゼロ近辺やゼロ未満の人も対象にすることになり、形だけ所得を得ても要件をクリアできることとなるので、制度の信頼性にもかかわる。業種によって経費率が様々な中で事業収入を参照することも考えにくく、給与所得とのバランスを考えたときに制度設計が困難になってしまうのではないか。

（注）所得 32 万円以上（給与収入換算で 106 万円以上）の社会保険の被扶養者は、別途設ける社会保険料納付要件によって対象外とすることを想定している。

⑤勤労性所得の範囲について

- ・ 雑所得（業務）については、現状、客観的に就労実態を確認することができない。雑所得（業務）を勤労性所得に含める際は、就労実態をどのように確認するか課題がある。

4 支援を逡減・消失させる所得水準の考え方

①所得の範囲について

- ・ 現状可能な所得把握環境に鑑みると、当面、支援を逡減・消失させる際に考慮する所得の範囲も勤労性の所得とすることも選択肢ではないか。

- ・ 金融所得については、現状、確定申告されたものは国や自治体が個人単位に紐づけて把握可能。ただし、確定申告されていない上場株式等の譲渡所得や配当所得等は、(支払調書等が提出されているものの) 悉皆的な名寄せを行うには相当の困難が生じ、後期高齢者医療制度において保険料等に反映するためにもシステム改修に5年程度を要するものと認識。
- ・ 源泉分離課税が適用されている預貯金等の利子については、現状支払調書も提出されておらず、悉皆的な名寄せを行うためにはさらに長期間を要すると想定される。
- ・ 現状は、資産性の所得のうち、一部しか所得捕捉ができない状態であり、その中で捕捉可能な所得のみ勘案して支援の額に反映させると、資産選択に歪みを及ぼす懸念。
- ・ 厚生労働省に設置された社会保障審議会医療保険部会でも、「賃金をベースに保険料等を賦課する被用者保険とのバランス」の観点から、まずは後期高齢者医療制度において、確定申告されていない上場株式等の譲渡所得や配当所得等につき、保険料等に反映するとしており、現役期の者も対象となる国民健康保険においては方針が定められていない。

②所得水準について

- ・ 諸外国における就労促進を主な目的とする給付付き税額控除等の対象となる1人当たりの所得水準は、夫婦と子ども2人の世帯で、夫婦の年収が1:1のとき、1人当たり平均賃金対比で50%前後(2人合計で100%前後)である。
- ・ 日本において個人単位で設計する場合は、日本で諸外国と比べて男女賃金格差が比較的大きいことを踏まえると、片働きで世帯所得が比較的少ない世帯が支援から外れないようにするために、世帯構成によっては支援の対象となる個人所得の上限水準を、50%をやや上回る水準に設定する余地があるのではないか。

5 支援額の水準の考え方

①理念について

- ・ 「中低所得の現役勤労者の負担軽減を通じた所得再分配」と「収入と手取りの関係の屈折の緩和を通じた就労促進」の観点に加え、財政制約があることや、社会保険に加入することにより反対給付の権利が得られることも勘案して、「社保の年収の壁」に相当する社会保険料水準をどの程度埋めるべきか検討すべき。
- ・ 将来的に、週10時間以上の勤労者に被用者保険を適用することとなった際には、「社保の年収の壁」に相当する社会保険料水準が減少し、就労ディスインセンティブへの対応よりも、純負担率の調整に重点を置くべき状況に変わる。この点も見越した制度設計を行うべきである。

②自動調整条項について

- ・ 名目賃金の変動に応じて、支援対象とする所得の上限を改定することが適当ではないか。
- ・ 社会保険料の水準や賦課方法が大きく変わる場合（被用者保険の適用拡大が大規模に行われた場合等）は、制度そのもののあり方を見直す必要があり、自動調整にはなじまないものと考えられる。

③給付への反映について

- ・ 純負担率を全体として調整するものと位置付けるため、実質的に社会保険料の負担軽減を図るものであっても、年金等の社会保険給付には影響させるべきではない。

6 子育て世帯への配慮の方法

- ・ 就労を促進するとの政策目的や、個人単位での制度設計を基本とする中で、世帯類型によって支援に差異を設けることについては慎重に検討すべき。
- ・ 子育て世帯への支援は、加速化プランや児童手当、いわゆる高校無償化など既存の制度で手当てされていること、多くの社会保険制度では、社会保険料負担は子どもの人数に応じて変わるものではないことを踏まえれば、子どもの数に応じた支援額の加算は不要ではないか。
- ・ 仮に、個人単位の支援としつつ、子どもがいる世帯への配慮としての支援額の加算を行うこととすると、父親と母親、どちらの給付額において考慮するかが執行上の課題となる。
 - a) 例えば共働き子育て世帯で親のうち一方が年収 800 万円、他方が年収 200 万円であるとき、年収 200 万円の親の方が子どもを扶養していることにすれば、扶養している方の親が本人と子どもの加算が受け取れることとなるが、公平性の問題はないか。
 - b) 子どもの扶養は原則として夫婦の収入のうち多い方で判定するという、かつての児童手当の所得制限のようなルールで運用することも可能だが、片働きの世帯や夫婦の収入差が大きい世帯に不利になりやすい。
 - c) 母親と父親の両方の支援額に子どもの加算を付けると、単身世帯やひとり親世帯とのバランスを欠く。
- ・ 子どもを扶養する人数によって、支援の対象とする所得制限の上限を引き上げる方法であれば、父親と母親、両方の所得制限の上限を引き上げて大きな問題は起こらず、単身世帯等との公平性も保たれるものとする。ひとり親世帯については、税制上のひとり親控除または寡婦控除の適用者につき、さらに所得制限の上限を引き上げてバランスを保つことも考えられる。配偶者が一定収入以下で、配偶者

自身が給付（付き税額控除）の支援の対象とならない場合は、その相手方において支援対象とする所得制限の上限を引き上げることで片働きの低所得世帯に対しても一定の配慮を行うことが考えられる。

7 支援の対象（「現役勤労世代」）の考え方

- ・ 中低所得の勤労世代を支援の対象とする観点から、世帯構成（配偶者の有無、子どもの有無）を問わず、また給与所得者であるか自営業者であるかを問わず、支援の対象とすべきである。
- ・ 就労促進やいわゆる「年収の壁」に対応する観点からは、一定の勤労性の収入があり、かつ、一定の社会保険料負担がある者を対象とすることが考えられる。具体的には、給与所得者につき、「社保の年収の壁」を超える収入（約106万円）と社会保険料の負担（約15万円）があること、自営業者も同等の収入や社会保険料の負担があることを求めるのが適当。
- ・ 公的年金受給者については、原則として純負担率がマイナスになることから、本制度の趣旨に鑑み、対象とすることになじまない。
- ・ 公的年金を受給しているか否かで支援の対象を判別すると、公的年金の「繰り下げ待機者」が対象に入る場合がある。繰り下げ待機者は、（在職老齢年金の対象でない限り）現在の年金給付を将来に繰り延べているにすぎない。高齢になればなるほど資産格差も大きくなり、現時点での年金受給の有無で支援の対象を判別することは必ずしも適当でない。例えば、老齢基礎年金の受給権を有するか否かで判断することが一案。
- ・ 純負担率の最も大きな構成要素である年金保険料の義務的拠出期間である60歳までを支援の対象とするのが適当ではないか。
- ・ 60歳～64歳は純負担率の観点から支援の対象とする余地もあるが、給与所得者と自営業者の間の公平な制度設計を工夫する必要がある。例えば、60歳を超え、国民年金保険料の納付義務がなくなると、自営業者等は社会保険料の負担水準が大きく低下し、「一定の勤労収入」があっても「一定の社会保険料負担」要件を満たさなくなる場合がある。

8 制度の執行

- ・ 新たな制度の意義は、制度横断的に、負担（税・社会保険料）と給付を総合的に捉え、純負担率を調整することにより、この考え方に立つ限り、実務負担を考慮した上で、文字通りの「給付付き税額控除」ではない「給付のみ」の制度であってもよい。
- ・ 実施主体については、自治体が法定受託事務として明確な法令の基準の下で住民とのインターフェイスを担うことが考えられるのではないか。一方、全国一律とし

た方が効率的なシステム等のインフラ整備は、国が担うべきではないか。

- ・ 社会保険料の内訳情報や、世帯員の情報など、給付（付き税額控除）の執行のために必要となる情報が効率的に集まるよう、既存の税務インフラの改修を検討すべきである。例えば、中小事業者の事務負担に配慮しつつ、給与支払報告書の様式の改正や、マイナンバーの記載徹底を求めることなどを検討していく必要がある。

【以上】